

第2期那須塩原市
子ども・子育て支援事業計画
(子ども・子育て未来プラン)
中間年見直し

令和5（2023）年3月
那須塩原市

目 次

第1章 計画の見直しにあたって

1 見直しの主旨	1
2 見直しに係る判断基準	2
3 見直しの内容	3
4 人口推計	4

第2章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について	5
2 教育・保育	5
(1) 1号認定	6
(2) 2号認定	8
(3) 3号認定	10
3 地域子ども・子育て支援事業	13
(1) 利用者支援事業	13
(2) 地域子育て支援拠点事業	14
(3) 妊婦健康診査	15
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	16
(5) -1 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	17
(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に質する事業）	18
(6) 子育て短期支援事業	19
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	20
(8) 一時預かり事業	21
(9) 延長保育事業	23
(10) 病児保育事業	24
(11) 放課後児童健全育成事業	26
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	27
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	28

資料編

1 見直しの経過	30
2 関係例規	31
3 統計から見た本市の現況	39

第1章 計画の見直しにあたって

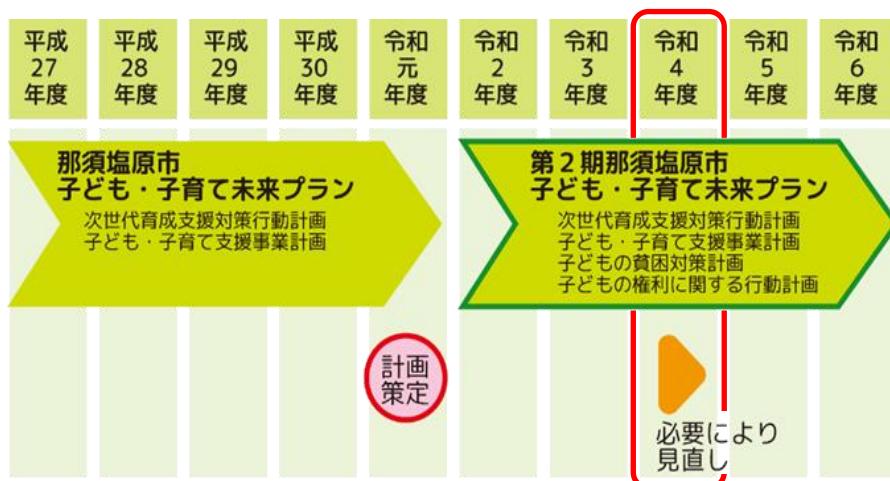
1 見直しの趣旨

令和2(2020)年3月に策定した「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン(計画期間:令和2(2020)年度～6(2024)年度)」(以下「第2期計画」という。)は、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画、「子ども・子育て支援法」による市町村子ども・子育て支援事業計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策についての計画及び子どもの権利条例に定められる行動計画を含んだ本市における子育てに関する総合的な計画として位置付けられています。

この市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めることされています。そのため、第2期計画の策定に当たっては、0～5歳児(未就学児)の保護者を対象にニーズ調査を行い、潜在的なニーズも含めた量の見込みを算出し、量の見込みに応えるための環境整備の推進をしています。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)」(以下、基本指針という。)では、適切な基盤整備を行うため、状況に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行うこととされています。

そこで、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度の支給認定の状況や地域子ども・子育て支援事業の実績等を精査したところ、第2期計画策定時の量の見込みと乖離が見られたことから、現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るために令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における計画の中間見直しを行うこととしました。



2 見直しに関する判断基準

今回見直しを行う市町村子ども・子育て支援事業計画では、国が示す基本指針において、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況等が、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行うこと」とされています。今回の見直しにおいては、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4（2022）年3月18日付内閣府事務連絡）」により見直しにおける考え方が示されていることから、これを基に次の基準により見直しの要否を検討しました。

【見直しを行う判断基準】

○教育・保育について

令和3年4月1日時点における認定区分ごとの子ども人数等の「実績値」と第2期計画における「量の見込み」が10%以上乖離している場合

○地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況などの「実績値」が、第2期計画における「量の見込み」と比較して大きく乖離している場合又は事業の提供体制の確保の内容について変更を行う必要がある場合

※ただし、地域子ども・子育て支援事業において実績と量の見込みとの乖離の要因が新型コロナウィルスの影響によるなど、乖離が一時的なものと判断されるような場合については、上記判断基準によらず見直しを行っておりません。

3 見直しの内容

今回の見直しでは、見直しを行う判断基準を基に各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業の実績等を精査し、必要に応じて見直しを行いました。

なお、見直しにあたっては、実績や人口推計を踏まえるとともに、国の「新子育て安心プラン（※2）」に基づき、女性の就業率上昇に伴う保育需要の上昇を考慮しました。

※「新子育て安心プラン」

令和2年12月21日に発表された待機児童解消等のための国のプラン。令和7年度までの4年間で待機児童解消に必要な受け皿約14万人分の予算を確保し、待機児童の解消や地域の特性に応じた支援等を目標とし、令和6年度末までに25歳～44歳の女性の就業率82%に対応できる保育の受け皿整備等を進めていく。

【見直しの状況】

	事業名等	見直しの有無
1.区域	(1)教育・保育提供区域	なし
2.教育・保育	(1)1号認定	見直し
	(2)2号認定	見直し
	(3)3号認定	見直し
3.地域子ども・子育て支援事業	(1)利用者支援事業	見直し
	(2)地域子育て支援拠点事業	なし
	(3)妊婦健康診査	見直し
	(4)乳児家庭全戸訪問事業	見直し
	(5)-1 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	見直し
	(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に質する事業)	なし
	(6)子育て短期支援事業	見直し
	(7)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	見直し
	(8)一時預かり事業	見直し
	(9)延長保育事業	見直し
	(10)病児・病後児保育事業	見直し
	(11)放課後児童健全育成事業	見直し
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	見直し
	(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	見直し

4 人口推計

本市の0歳から11歳までの人口（児童数）については、第2期計画策定時の推計値と実績値において、特に0歳児における推計値と実績値に大きな乖離があることから見直しを行いました。

また、人口推計は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出する上で非常に重要であるため、乖離の大きい0歳児のみではなく、令和5年度及び令和6年度の児童数全体の人口推計を改めて算出しました。なお、算出にあたっては各年度4月1日の住民基本台帳の人口を基本とし、コーホート変化率法を用いて算出しています。

児童数については、今後も出生数の減少に伴い、児童数全体として減少傾向で推移すると予測されますが、特に0歳児数は第2期計画策定時の推計値よりも大きく減少している状況となっています。

【見直し前】

（単位：人）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
0歳	826	808	793	774	760
1歳	870	844	826	811	791
2歳	885	894	867	849	834
3歳	958	888	897	869	851
4歳	1,047	964	892	902	874
5歳	1,018	1,053	971	900	912
6歳	985	1,010	1,046	964	893
7歳	982	979	1,004	1,040	959
8歳	1,038	981	978	1,003	1,039
9歳	1,092	1,038	980	977	1,004
10歳	1,013	1,092	1,038	979	976
11歳	1,065	1,012	1,091	1,037	978
合計	11,779	11,563	11,383	11,105	10,871

【見直し後】

（単位：人）

	R2 年度 (実績)	R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (推計)	R6 年度 (推計)
0歳	765	723	674	642	633
1歳	877	778	749	693	660
2歳	866	875	785	751	694
3歳	952	867	888	788	754
4歳	1,056	947	887	897	797
5歳	1,001	1,052	940	881	891
6歳	988	989	1,049	935	876
7歳	997	985	988	1,050	936
8歳	1,035	991	984	983	1,045
9歳	1,095	1,028	990	983	982
10歳	1,008	1,090	1,025	986	979
11歳	1,071	1,009	1,093	1,027	988
合計	11,711	11,334	11,052	10,616	10,235

第2章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域をひとつの区域として設定しています。区域については、引き続き那須塩原市をひとつずつ区域とし、事業の展開を図っていきます。

2 教育・保育

小学校就学前の子どもについて、認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（提供体制の確保の内容及びその実施時期）について、各認定区分において約10%以上の乖離があることから見直しを行いました。

なお、量の見込みについては、実績及び人口推計を基に直近3年の認定割合及び「新子育て安心プラン」による女性就業率の上昇を踏まえて算出しました。

【認定区分の種類】

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には次の3つの区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない子どもが該当します。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	認定こども園（教育利用）・幼稚園*
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園 小規模保育事業、家庭的保育事業

*施設型給付の対象となる施設として確認を受けた幼稚園

(1) 1号認定

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、ニーズ調査の結果に基づき量の見込みを算出しています。量の見込み及び確保方策ともに実績が推計を上回っていますが、各年度においても確保方策が量の見込みを上回っている状況です。

【現状（令和2年度から令和4年度までの実績）】

1号 教育認定 3～5歳 (単位：人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		推計	実績	推計	実績	推計	実績
① 量の見込み	1号認定及び教育ニーズの2号認定(A)	697	1,031	667	902	630	796
	広域受託(B)	175	103	175	100	175	90
	広域委託(C)	140	133	140	95	140	82
	(A+B) - (C)	732	1,001	702	907	665	804
② 確保方策	教育・保育施設	835	1,068	835	1,038	835	958
	新制度に移行しない幼稚園 ^{※1 ※2}	280	280	280	280	280	280
	合計	1,115	1,348	1,115	1,318	1,115	1,238
②-①		383	347	413	411	450	434

※1 幼稚園で行っている一時預かりも含む。

※2 施設型給付の対象となる施設として確認を受けていない幼稚園

② 見直しの内容

量の見込みについて、児童数に対する認定割合は令和2年度が約34%、令和3年度が約32%、令和4年度が約29%で、現計画の認定割合（約23%）より高い状態となっています。また、推計値と実績値を比べても10%以上の乖離があるため見直しを行います。過去3年間の認定割合の状況を踏まえ、認定割合の推計を令和5年度が28%、令和6年度が26%とし、量の見込みを算出します。

また、令和4年10月に、「新制度に移行しない幼稚園」に該当していた施設が新制度幼稚園に移行することに伴い、令和5年度から「新制度に移行しない幼稚園」を280人の減、利用定員を84人で設定するため、「教育・保育施設」が84人増となり、その他の施設において、30人の減を見込むことから、確保方策についても見直しを行います。

【変更前】

1号 教育認定 3～5歳 (単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1号認定及び教育ニーズの2号認定（A）	697	667	630	611	601
	広域受託（B）	175	175	175	175	175
	広域委託（C）	140	140	140	140	140
	(A+B) - (C)	732	702	665	646	636
② 確保方策	教育・保育施設	835	835	835	835	835
	新制度に移行しない幼稚園 ^{※1} ^{※2}	280	280	280	280	280
	合計	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
②-①		383	413	450	469	479

※1 幼稚園で行っている一時預かりも含む。

※2 施設型給付の対象となる施設として確認を受けていない幼稚園



【変更後】

1号 教育認定 3～5歳 (単位：人)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1号認定及び教育ニーズの2号認定（A）	1,031	902	796	718	634
	広域受託（B）	103	100	90	80	70
	広域委託（C）	133	95	82	70	60
	(A+B) - (C)	1,001	907	804	728	644
② 確保方策	教育・保育施設	1,068	1,038	958	1,012	1,012
	新制度に移行しない幼稚園 ^{※1} ^{※2}	280	280	280	0	0
	合計	1,348	1,318	1,238	1,012	1,012
②-①		347	411	434	284	368

※1 幼稚園で行っている一時預かりも含む。

※2 施設型給付の対象となる施設として確認を受けていない幼稚園

(2) 2号認定

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、ニーズ調査の結果に基づき量の見込みを算出しています。量の見込み及び確保方策ともに実績が推計を下回っておりますが、各年度においても確保方策が量の見込みを上回っている状況です。

【現状（令和2年度から令和4年度までの実績）】

2号 保育認定 3～5歳 (単位：人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		推計	実績	推計	実績	推計	実績
① 量の見込み	2号認定（A）	2,207	1,901	2,125	1,904	2,019	1,848
	広域受託（B）	95	68	95	47	95	41
	広域委託（C）	35	36	35	48	35	59
	（A+B）-（C）	2,267	1,933	2,185	1,903	2,079	1,830
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	2,180	1,927	2,180	1,935	2,230	1,861
	地域型保育事業所						
	その他※	17	17	0	10	0	10
	合計	2,197	1,944	2,180	1,945	2,230	1,871
②-①		▲70	11	▲5	42	151	41

② 見直しの内容

量の見込みについて、児童数に対する認定割合は令和2年度が約 63%、令和3年度が約 66%、令和4年度が約 68%となり、現計画の認定割合（約 73%）より低い状況となっています。また、推計値と実績値を比べても 10%以上の乖離があるため見直しを行います。過去3年間の認定割合の状況を踏まえ、認定割合の推計を令和5年度が 70%、令和6年度が 72%とし、量の見込みを算出します。

また、施設及び定員の増減により、令和5年度に 20 人の増、令和6年度に 33 人の減を見込むことから、確保方策についても見直しを行います。

【変更前】

2号 保育認定 3～5歳 (単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2号認定 (A)	2,207	2,125	2,019	1,950	1,930
	広域受託 (B)	95	95	95	95	95
	広域委託 (C)	35	35	35	35	35
	(A+B) - (C)	2,267	2,185	2,079	2,010	1,990
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	2,180	2,180	2,230	2,246	2,246
	地域型保育事業所					
	その他*	17	0	0	0	0
	合計	2,197	2,180	2,230	2,246	2,246
②-①		▲70	▲5	151	236	256

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など



【変更後】

2号 保育認定 3～5歳 (単位:人)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2号認定 (A)	1,901	1,904	1,848	1,796	1,758
	広域受託 (B)	68	47	41	40	40
	広域委託 (C)	36	48	59	60	60
	(A+B) - (C)	1,933	1,903	1,830	1,776	1,738
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	1,927	1,935	1,861	1,891	1,858
	地域型保育事業所					
	その他*	17	10	10	0	0
	合計	1,944	1,945	1,871	1,891	1,858
②-①		11	42	41	115	120

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

(3) 3号認定

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画において、0歳児はニーズ調査の結果に任意の割合を乗じた値を量の見込みを算出しています。実績が推計を上回る年度の方が多い、各年度においても量の見込みが確保方策を上回る状況となっています。

また、1・2歳児はニーズ調査の結果により算出しています。量の見込み及び確保方策ともに実績が推計を上回っていますが、各年度においても確保方策が量の見込みを上回っている状況です。

【現状（令和2年度から令和4年度までの実績）】

3号 保育認定 0歳 (単位：人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		推計	実績	推計	実績	推計	実績
① 量の見込み	3号認定（A）	330	358	327	300	322	338
	広域受託（B）	6	1	6	2	6	1
	広域委託（C）	11	2	11	2	11	1
	(A+B) - (C)	325	357	322	300	327	338
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	233	233	233	234	242	247
	地域型保育事業所	37	33	49	43	43	44
	その他*	7	7	0	2	0	2
	合計	277	273	282	279	285	293
②-①		▲48	▲84	▲40	▲21	▲42	▲45

3号 保育認定 1～2歳 (単位：人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		推計	実績	推計	実績	推計	実績
① 量の見込み	3号認定（A）	1,025	1,076	1,018	1,027	998	1,006
	広域受託（B）	30	15	30	11	30	11
	広域委託（C）	40	22	40	24	40	22
	(A+B) - (C)	1,015	1,069	1,008	1,014	988	995
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	985	985	985	981	1,006	989
	地域型保育事業所	80	70	106	89	93	85
	その他*	19	19	0	6	0	6
	合計	1,084	1,074	1,091	1,076	1,099	1,080
②-①		69	5	83	62	111	85

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

② 見直しの内容

【0歳児】

量の見込みについて、児童数に対する認定割合は令和2年度が約 47%、令和3年度が約 42%、令和4年度が約 50%となり、現計画の認定割合（約 40%）より高い状況となっています。

また、推計値と実績値を比べても乖離があるため見直しを行います。過去 3 年間の認定割合の状況を踏まえ、認定割合の推計を令和5年度及び令和6年度の認定割合は令和4年度の 50%が継続するものと想定し、量の見込みを算出しました。また、施設及び定員の増減により、令和5年度に1人の減、令和6年度に4人の減を見込むことから、確保方策についても見直しを行います。

【変更前】

3号 保育認定 0歳 (単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見 込み	3号認定 (A)	330	327	322	317	313
	広域受託 (B)	6	6	6	6	6
	広域委託 (C)	11	11	11	11	11
	(A+B) - (C)	325	322	327	312	308
② 確 保 方 策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	233	233	242	244	244
	地域型保育事業所	37	49	43	49	49
	その他*	7	0	0	0	0
	合計	277	282	285	293	293
②-①		▲48	▲40	▲42	▲19	▲15

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など



【変更後】

3号 保育認定 0歳 (単位:人)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
① 量の 見 込み	3号認定 (A)	358	300	338	321	317
	広域受託 (B)	1	2	1	1	1
	広域委託 (C)	2	2	1	1	1
	(A+B) - (C)	357	300	338	321	317
② 確 保 方 策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	233	234	247	247	243
	地域型保育事業所	33	43	44	45	45
	その他*	7	2	2	0	0
	合計	273	279	293	292	288
②-①		▲84	▲21	▲45	▲29	▲29

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

【1・2歳児】

量の見込みについて、児童数に対する認定割合は令和2年度及び令和3年度が約62%、令和4年度が約66%となり、現計画の認定割合（約58%）より高い状況となっています。また、推計値と実績値を比べても乖離があるため見直しを行います。過去3年間の認定割合の状況及び国の「新子育て安心プラン」による女性の就業率の上昇を踏まえ、今後の認定割合の推計を令和5年度が約69%、令和6年度が72%とし、量の見込みを算出します。

また、施設及び定員の増減により、令和5年度に9人の増、令和6年度に13人の減を見込むことから、確保方策についても見直しを行います。

【変更前】

3号 保育認定 1～2歳 (単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定（A）	1,025	1,018	998	982	968
	広域受託（B）	30	30	30	30	30
	広域委託（C）	40	40	40	40	40
	(A+B) - (C)	1,015	1,008	988	972	958
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	985	985	1,006	1,008	1,008
	地域型保育事業所	80	106	93	106	106
	その他*	19	0	0	0	0
	合計	1,084	1,091	1,099	1,114	1,114
②-①		69	83	111	142	156

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など



【変更後】

3号 保育認定 1～2歳 (単位：人)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定（A）	1,076	1,027	1,006	996	975
	広域受託（B）	15	11	11	10	10
	広域委託（C）	22	24	22	20	20
	(A+B) - (C)	1,069	1,014	995	986	965
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	985	981	989	1,001	988
	地域型保育事業所	70	89	85	88	88
	その他*	19	6	6	0	0
	合計	1,074	1,076	1,080	1,089	1,076
②-①		5	62	85	103	111

*指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

「子育てコンシェルジュ」として、基本型を西那須野庁舎及び子育てコミュニティ広場で実施、「保育コンシェルジュ」として、特定型を本庁舎で実施しています。また、子育て世代包括支援センターである黒磯保健センターと西那須野保健センターの2箇所で母子保健型を実施しています。

② 見直しについて

令和5年度から黒磯保健センター及び西那須野保健センターで実施していた利用者支援事業（母子保健型）を西那須野庁舎において集約して実施するため、母子保健型における量の見込み及び確保方策における実施箇所数について見直しを行います。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	5	5	5	5	5
確保方策	箇所	5	5	5	5	5
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	1	1	1	1	1
母子保健型	箇所	2	2	2	2	2
その他	箇所	0	0	0	0	0

※単位の「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	5	5	5	4	4
確保方策	箇所	5	5	5	4	4
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	1	1	1	1	1
母子保健型	箇所	2	2	2	1	1
その他	箇所	0	0	0	0	0

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、ニーズ調査の利用意向が当時の利用実績よりも上回っていることから過去の実績を基に量の見込みを算出しています。

また、主な利用児童である0～2歳児の人口減少が見込まれること合わせて、量の見込みも年々減少傾向として設定しました。令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大による影響で大きく利用が減少しています。

② 見直しについて

第2期計画の量の見込みと実績に大きな乖離が見られますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きい現状であり、これらの実績を基に令和5年度及び令和6年度の量の見込みを算出することができないことから見直しは行いません。

なお、確保方策についても、現在の実施体制を引き続き確保していくことから見直しは行いません。

【参考】量の見込み及び確保方策数値

第2期策定時	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	35,008	35,676	35,449	35,253	35,068
確保方策	箇所	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	9	9	9	9
その他	箇所	15	15	15	15	15

※単位の「人回」とは1回当たりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「箇所」とは施設数のことです。



中間見直し検討	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人回	12,983	13,968	35,449	35,253	35,068
確保方策	箇所	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	9	9	9	9
その他	箇所	15	15	15	15	15

※単位の「人回」とは1回当たりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「箇所」とは施設数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、妊娠届出件数が少子化により年々減少していることから〇歳児の人口推移の人数を基に量の見込みを算出しています。また、確保方策については、妊婦1人当たりの健診回数を過去の実績による利用平均から12回として設定しています。なお、妊娠届出の減少に伴い、令和2年度及び令和3年度の実績においても大きく減少傾向となっています。

② 見直しの内容

量の見込みについて、健診回数が実績と大幅に乖離するため、見直しを行った人口推計値の〇歳児数を基に妊婦数を算出し見直しを行いました。また、妊婦数の見直しに伴い、健診回数についても、見直しを行った妊婦数に妊婦1人当たりの健診回数の利用平均である12回を乗じて算出し見直しを行いました。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人	840	820	810	790	770	
	健診回数	10,800	9,840	9,720	9,480	9,240	
確保方策		実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 6施設） 費用助成検診回数：14回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（1～14回） ②貧血、血糖、感染症等（適時） 実施時期：通年実施					

※単位の「人」は実人数。



【見直し後】

	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	
量の見込み	人	742	710	690	660	650	
	健診回数	9,135	8,358	8,280	7,920	7,800	
確保方策		実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 6施設） 費用助成検診回数：14回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（1～14回） ②貧血、血糖、感染症等（適時） 実施時期：通年実施					

※単位の「人」は実人数。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後3か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、0歳児の人口推計値を各年の量の見込みとして設定しています。

また、確保方策の実施体制については、乳児家庭を訪問する母子保健推進員の委嘱人數により設定しました。訪問対象家庭数に対する実訪問家庭数の割合は、令和2年度が94.7%、令和3年度年度が98.4%となっています。

なお、令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染対策として、母子保健推進員による訪問ではなく、保健師等の専門職により実施しています。

② 見直しの内容

第2期計画の量の見込みと実績に乖離は見られませんが、算出根拠となる0歳児の人口推計が見直されたことに伴い、見直し後の人口推計を基に量の見込みを算出し見直しを行いました。

また、確保方策については、引き続き、保健師等の専門職により実施していきます。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	826	808	793	774	760
確保方策	実施体制：77人 実施機関：市保健センター					

※単位の「人」は実人數のことです。



【見直し後】

	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人	692	682	674	642	633
確保方策	実施体制：15人 実施機関：市保健センター					

※単位の「人」は実人數のことです。

(5) -1 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、量の見込みを過去の実績を考慮し設定しました。また、確保方策の実施体制については、訪問者（保育士、保健師等）の人数により設定しました。

量の見込みと実績を比較すると令和2年度では実績の方が多く、令和3年度では実績の方が少ない値となっています。

② 見直しの内容

量の見込みの見直しについては、直近3か年の実績を基に、当該事業の対象となる実人数及びその人数に対象者1人当たりに対する平均訪問回数乗じた延べ回数を、令和4年度の推計とともに、この同数を令和5年度及び令和6年度の見込みとして設定しました。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	900	900	900	900	900
	人日	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
確保方策		実施体制：20人 中核機関：子ども・子育て総合センター 実施機関：子ども・子育て総合センター及び市保健センター				

※上記量の見込みには家事支援事業も含みます。



【見直し後】

	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人	949	751	1,021	1,021	1,021
	人日	1,892	1,345	1,744	1,744	1,744
確保方策		実施体制：27人 中核機関：子ども・子育て総合センター 実施機関：子ども・子育て総合センター及び市保健センター				

※上記量の見込みには家事支援事業も含みます。

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に質する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

第2期計画策定時の概要と現状、今後の取組

令和4年度においては、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員の専門性の強化のため、調整機関職員は、児童相談所が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修」や「専門性を向上させるための研修」を受講しました。

また、地域ネットワーク構成員の連携強化のため、専門性向上を図る取組として、学校、認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ等を対象に実務担当者研修会を開催します。養育支援訪問事業との連携を図る取組として、調整機関が訪問事業の中核機関となり、事業の進行管理、連絡調整及び母子保健担当部署との連携を行います。地域住民への周知を図る取組として、虐待防止に関する絵本を就学時健康診断で配布、また、SOS相談カードを作成し、市内全小中学校に配布しました。

今後についても、現在実施している取組を継続して実施するとともに、ネットワーク機能をより強化するために効果的な取組を新たに実施することを検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等で短期間預かる事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画におけるショートステイ事業については、ニーズ調査の利用意向が当時の利用実績よりも上回っていることから過去の実績を基に量の見込みを算出しています。令和2年度及び令和3年度の実績については、新型コロナウイルスの影響により大きく減少している状況です。また、確保方策としては令和2年度から実施施設が1施設増えて4施設で事業を実施しています。

② 見直しの内容

ショートステイ事業については、令和2年度及び令和3年度において新型コロナウイルス感染症の影響により実績が減少しているものの、令和4年度の実績値推計が151人日となる見込みであり、第2期計画策定時における量の見込みと大きく乖離するものではないことから、量の見込みの見直しは行いません。

確保方策については、実施施設が増えたことにより、実績に合わせて箇所数の見直しを行いました。

【見直し前】

ショートステイ事業 (第2期策定時)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	165	165	165	165	165
確保方策	人日	165	165	165	165	165
	箇所	3	3	3	3	3

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

ショートステイ事業 (中間見直し検討)	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人日	118	75	151	165	165
確保方策	人日	118	75	151	165	165
	箇所	4	4	4	4	4

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、過去の利用実績における平均伸び率を基に量の見込みを算出し設定しています。令和2年度及び令和3年度においては、量の見込みを実績が上回っている状況です。

② 見直しの内容

令和2年度及び令和3年度実績と量の見込みにおいて10%以上の乖離があるため見直しを行いました。例年の増加傾向を考慮し、未就学児及び就学児とともに令和4年度以降は前年比10%増加する見込みとして算出し、量の見込み及び確保方策を設定しました。

【見直し前】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	1,656	1,729	1,805	1,885	1,968
確保方策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業を除く	人日	736	769	802	838	875
	就学後	人日	920	960	1,003	1,047	1,093
	施設数	箇所	1	1	1	1	1



【見直し後】

		単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み		人日	1,838	2,507	2,230	2,453	2,698
確保方策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業を除く	人日	926	1,015	1,117	1,228	1,351
	就学後	人日	912	1,492	1,113	1,225	1,347
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所にお
いて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画の量の見込みについては、策定時における平成30年度の1号の認定児
数（未移行幼稚園児数を含む）と利用実績から一時預かり事業を利用する児童の割合
を算出し、そこに推計される1号認定児数に算出された利用割合を乗じた値を量の見
込みとして算出しています。令和2年度及び令和3年度の利用者数は、量の見込みを
上回っている状況となっています。

② 見直しの内容

量の見込みについては、過去の実績における1人あたり年間平均利用日数（22.1日）及び1号認定者数を基に算出し見直しを行いました。確保方策については量の
見込みの利用件数を設定するとともに、実施箇所数については、現在の実施体制を引
き続き確保していくことから見直しは行いません。

【見直し前】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,278
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確保方策	在園児対象型	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,278
		箇所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

		単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	1号認定による利用	人日	22,020	21,148	17,592	15,868	14,011
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確保方策	在園児対象型	人日	22,020	21,148	17,592	15,868	14,011
		箇所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

◆一時預かり事業（在園児対象型を除く）

① 第2期計画策定時の概要と現状

量の見込みについては、平成30年度の家庭で保育している児童（教育・保育施設を利用していない児童）の1人あたり年間平均利用日数（1.8日）及びその児童数を基に算出しました。令和2年度及び令和3年度の実績については、量の見込みより少ない状況となっています。

② 見直しの内容

量の見込みについて、過去3か年の家庭で保育している児童（教育・保育施設を利用していない児童）の1人あたり年間平均利用日数（2.2日）及びその児童数を基に算出します。また、実施箇所数については、現在の実施体制を引き続き確保していくことから見直しは行いません。

【見直し前】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	4,412	4,335	4,231	4,173	4,140
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	3,676	3,566	3,429	3,335	3,265
		箇所	13	13	13	13	13
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	人日	736	769	802	838	875
		箇所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

		単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み		人日	2,551	2,659	3,110	3,100	3,056
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	1,625	1,644	1,993	1,872	1,705
		箇所	11	11	11	11	11
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	人日	926	1,015	1,117	1,228	1,351
		箇所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画における量の見込については、策定時における過去3年の2・3号の認定児数と利用実績から延長保育を利用する割合を算出し、推計される2・3号の認定児数に算出された利用割合を乗じた値を量の見込みとして設定しています。

令和2年度及び令和3年度の実績は、量の見込みを下回っている状況です。

② 見直しの内容

量の見込みについては中間見直しにより算出される2・3号認定児数に直近3年の利用実績から算出される延長保育を利用する割合を乗じた値を量の見込みとして算出しました。また、確保方策の施設数については、事業を実施している施設及び事業の実施が見込まれる施設の数を設定します。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	609	593	571	556	549
確保方策	人	609	593	571	556	549
	箇所	23	23	23	23	23

※単位の「人」は実人数、「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人	482	446	471	459	450
確保方策	人	482	446	471	459	450
	箇所	23	24	24	24	24

※単位の「人」は実人数、「箇所」とは施設数のことです。

(10) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、ニーズ調査の結果及び人口推計を基に算出した量の見込みから、「日常的・緊急時に祖父母等にみてもらえる」と回答した割合(81.2%)に相当する数を控除し設定しました。

② 見直しの内容

新型コロナウイルス感染症の影響により実績において大幅な乖離があるため見直しを行いました。直近3年の利用実績の平均値に伸び率を乗じ量の見込みとして算出しました。

また、体調不良対応型については計画期間内に実績見込みがないことから見直しを行いました。

【見直し前】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	856	856	856	856	856
確保方策	人日	856	856	856	856	856
	箇所	4	4	4	4	4
	人日	616	616	616	616	616
病児・病後児対応型	箇所	3	3	3	3	3
	人日	240	240	240	240	240
体調不良児対応型	箇所	1	1	1	1	1
	人日	0	0	0	0	0
非施設型(訪問型)	箇所	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
(再掲) 子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)	箇所	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日(延べ人数)、「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	人日	91	280	320	320	320
確保方策	人日	91	280	320	320	320
	箇所	3	3	3	3	3
病児・病後児対応型	人日	91	280	320	320	320
	箇所	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
(再掲)子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画では、実績に基づき利用児童割合を算出し、児童数（一時利用児童を含む）見込みにその割合を乗じて算出しています。

② 見直しの内容

量の見込みと実績値において大きな乖離はないものの、見直しを行った人口推計により算出される児童数に利用割合を乗じて利用見込みの算出を行うと量の見込みと算出される推計値について一部に10%以上の乖離があることから見直しを行いました。

また、確保方策についても、現在の施設の状況及び見込み値へ見直しを行いました。

【見直し前】

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
公設	低学年	量の見込み	人	949	980	1,031	1,019	977	
		確保方策	人	937	1,009	1,039	1,053	1,062	
	高学年	量の見込み	人	541	566	583	553	535	
		確保方策	人	535	582	587	572	582	
私設	低学年	量の見込み	人	550	567	597	590	565	
		確保方策	人	594	591	596	604	602	
	高学年	量の見込み	人	312	327	337	320	309	
		確保方策	人	338	341	336	328	330	
合計		量の見込み	人	2,352	2,440	2,548	2,482	2,386	
		確保方策	人	2,404	2,523	2,558	2,557	2,576	



【見直し後】

			単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み	低学年	人		1,485	1,517	1,593	1,591	1,557
		人		877	936	962	965	983
量の見込み合計			人	2,362	2,453	2,555	2,556	2,541
確保方策	公設	低学年	人	903	903	903	903	903
		高学年	人	547	547	547	547	547
	民設	低学年	人	581	586	642	688	688
		高学年	人	351	355	388	417	417
確保方策合計			人	2,382	2,391	2,480	2,555	2,555

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画における量の見込みについて、給食費については過去の実績を考慮して設定し、教材費・行事費等については過去の実績ないものの、申請があった場合に備えて量の見込みを設定しています。

② 見直しの内容

第2期策定時には「実人数」により量の見込みを設定していましたが、より具体的な量の見込みを分かりやすくするため「延べ人数」による表記へ見直しを行いました。

給食費（副材料費）の量の見込みについて、施設種別の移行により令和4年10月から市内の補助対象となる施設がなくなることから、広域利用等による申請に備えるため月1名（延べ12名）分を量の見込みとして見直しを行い設定します。

また、教材費や行事等（給食費以外）に対する補助の量の見込みについても過去の実績を考慮し、月1名（延べ12名）分を量の見込みとして見直しを行い設定します。

【見直し前】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	給食費（副材料費）	人	50	50	50	50	50
	教材費 ・行事費等 (給食費以外)	1号認定	5	5	5	5	5
		2号認定	5	5	5	5	5
		3号認定	5	5	5	5	5

※単位の「人」は実人数のことです。



【見直し後】

		単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
実施計画	給食費（副材料費）	人	234	291	142	12	12
	教材費 ・行事費等 (給食費以外)	1号認定	0	0	12	12	12
		2号認定	0	10	12	12	12
		3号認定	0	0	12	12	12

※単位の「人」は延べ人数。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

① 第2期計画策定時の概要と現状

第2期計画において、「新規参入施設等への巡回支援」については、連携施設の園長が実施しており、既存の施設について計画は7施設として計上しています。また、「認定こども園特別支援教育・保育経費」については、本市の1施設において対象となる可能性があることから計画上1名を量の見込みとして設定しています。

② 見直しの内容

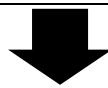
「新規参入施設等への巡回支援」については、巡回対象施設の増減があったことから、現状に合わせて箇所数の見直しを行います。

「認定こども園特別支援教育・保育経費」について、本市の1施設において今後対象となる可能性があることから、実績はないものの継続して計画上1名を計上しすることとし、見直しは行わないこととします。

【見直し前】

新規参入施設等への巡回支援事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	箇所	7	9	9	10	10

※単位の「箇所」とは施設数のことです。



【見直し後】

新規参入施設等への巡回支援事業	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
実施計画	箇所	8	9	9	9	9

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

【参考】量の見込み及び確保方策数値

認定こども園特別支援教育・保育経費	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	人	1	1	1	1	1

※単位の「人」は実人数のことです。



【見直しなし】

認定こども園特別支援教育・保育経費	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
実施計画	人	0	0	0	1	1

※単位の「人」は実人数のことです。

資 料 編

1 見直しの経過

年月日	会議等	内 容
令和4(2022)年 10月21日	子ども・子育て支援施策推進 委員会会議（府内）	・子ども・子育て支援事業計画 中間年見直し（案）について
令和4(2022)年 10月24日	第32回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画 中間年見直し（案）について
令和4(2022)年 11月9日～12月8日	パブリックコメント	
令和4(2022)年 12月15日	第33回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画 中間年見直し（案）について

2 關係例規

(1) 那須塩原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

那須塩原市条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員及び婦人相談員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額7,400円
-------------	----------

(2) 那須塩原市子ども・子育て会議規則

平成25年9月27日

那須塩原市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成25年那須塩原市条例第25号。以下「条例」という。）第2条及び第6条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるとときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第3条 条例第2条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月23日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（3）那須塩原市子どもの権利条例

平成26年3月26日
那須塩原市条例第4号

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関する条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切にする心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

（基本理念）

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。
- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

第2章 子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な

権利として保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

（一人の人間として尊重される権利）

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

（豊かに育ち学ぶ権利）

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

（意見の表明及び参加する権利）

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

第3章 責務

（市の責務）

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

（保護者の責務）

第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

（大人の責務）

第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

2 大人は、地域の子どもが安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。

3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

（育ち学ぶ施設関係者の責務）

第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。

2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。

3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるように支援に努めなければならない。

4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

（市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携）

第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し、子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

第4章 基本的な施策

（子どもの権利に関する思想の普及）

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

（子どもの居場所づくり）

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

（困窮の状況にある子どもへの支援）

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失するおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

（子どもの虐待の防止及び救済）

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

（いじめの防止及び救済）

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければな

らない。

3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

（体罰の禁止及び救済）

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。

3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

（子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報）

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

（子どもの面会交流等）

第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他の子どもの健やかな成長に関し必要な事項について協議しなければならない。

2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

第5章 権利侵害からの救済

（相談及び救済）

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

（救済委員会）

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

（2）前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。

（3）子どもの権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求める事。

3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（市長の措置）

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、

必要があると認めたときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公表することができる。

（救済委員会への協力等）

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

第6章 行動計画

（施策の推進及び行動計画）

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

（行動計画の検証）

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

第7章 雜則

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

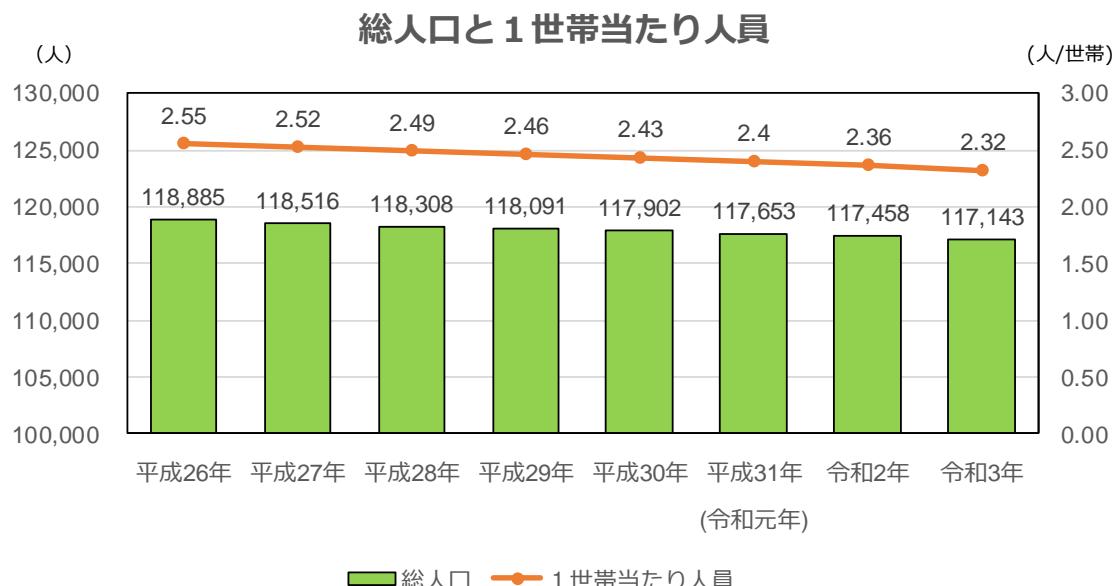
(4) 那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 令和3（2021）年4月1日～令和5（2023）年3月31日】（敬称略）

No	区分	所属	氏名	備考
1	1 号	黒磯地区公立保育園保護者	古張 仁二	
2		西那須野・塩原地区公立保育園保護者	小澤 佑太	
3		民間保育園保護者	馬場 悅子	
4		認定こども園保護者	飯 笹 麻由美	
5		地域型保育事業所保護者	布川 志穂	
6		那須塩原市P T A連絡協議会	桑野 梨絵	
7	2 号	那須塩原市商工会	大島 小織	
8		西那須野商工会	大倉 太喜生	
9	3 号	那須塩原市民間保育園長会	秋間 要一	
10		那須塩原市私立幼稚園長会	戸田 直樹	副会長
11		那須地区認定こども園連合会	佐久間 久枝	
12		地域型保育事業所長	平本 祥子	
13		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	
14		那須塩原市民間学童クラブ協議会	白澤 崇行	
15		那須塩原市小中学校長会	星野 悅子	
16	4 号	特定非営利活動法人子育てほっとねっと	西田 由記子	
17		かるがもサロンボランティア	山本 雅子	
18		特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス	八木澤 明美	
19		社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	柴田 直也	
20	5 号	栃木医療センター非常勤講師	浅香 勉	会長
21		那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	石田 香織	
22		特定非営利活動法人アスク	佐藤 由紀子	

3 統計から見た本市の現状

(1) 人口の推移

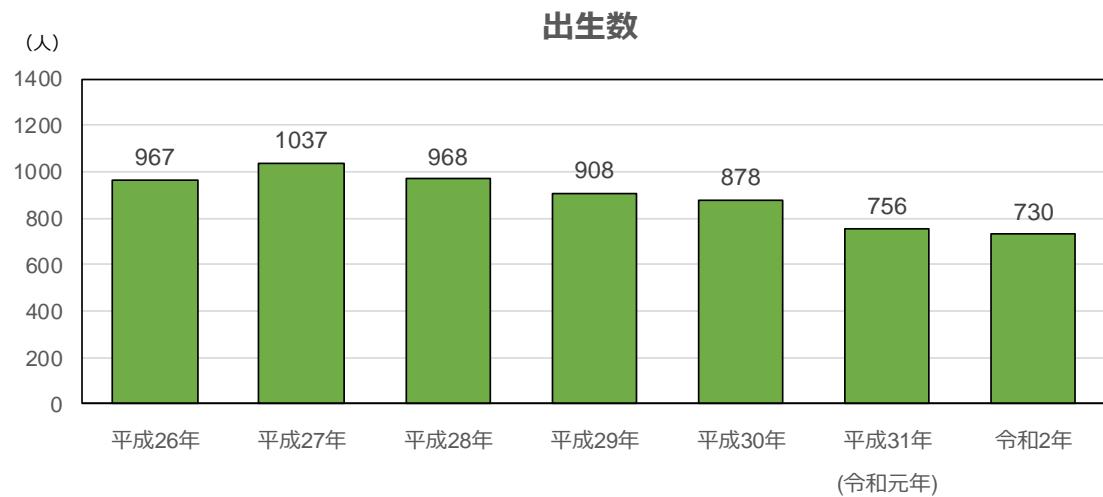


資料：栃木県住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

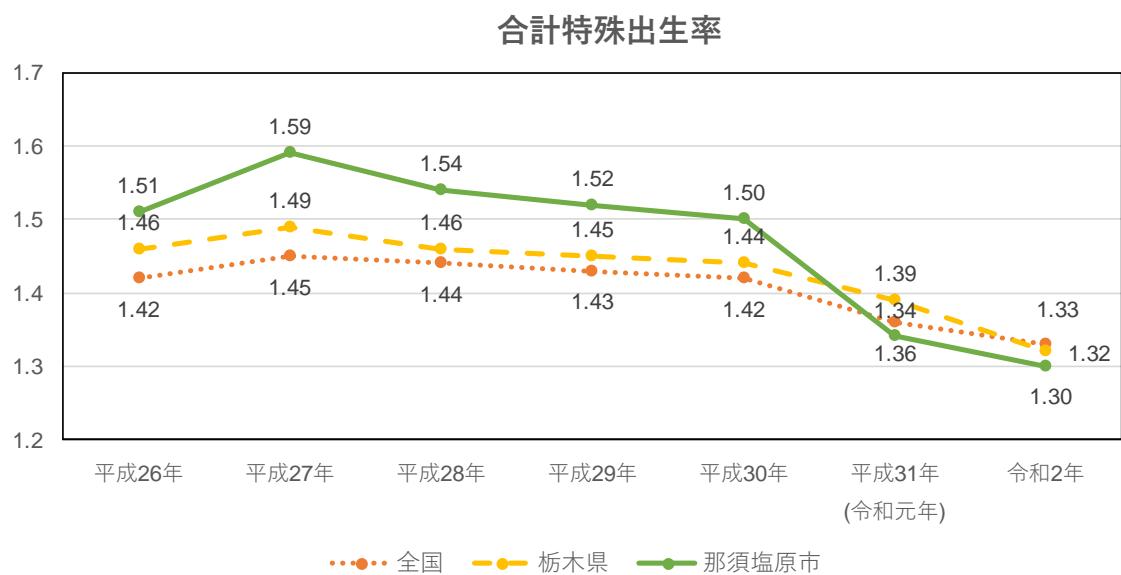


資料：栃木県住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

(2) 出生の動向

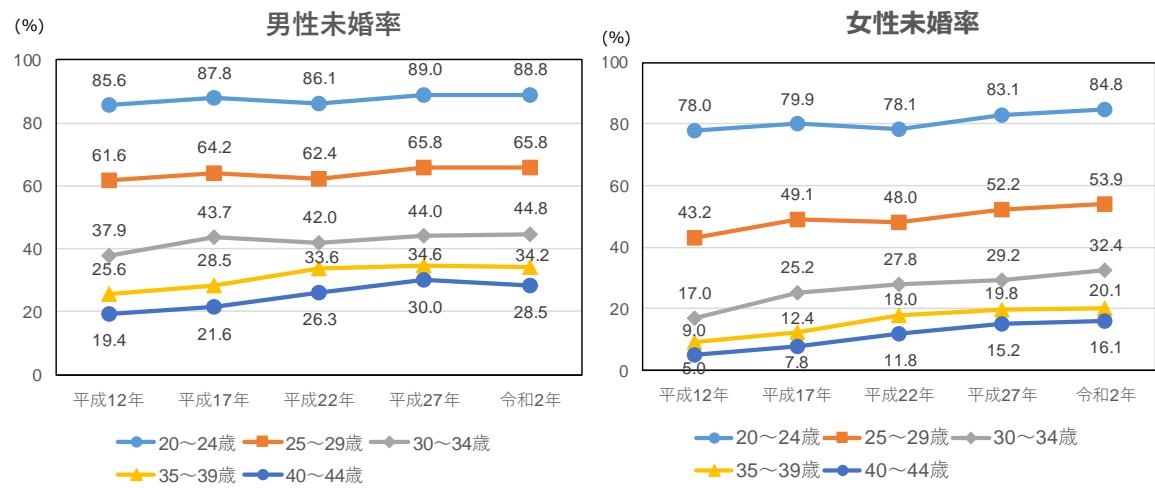


資料：栃木県保健統計年報

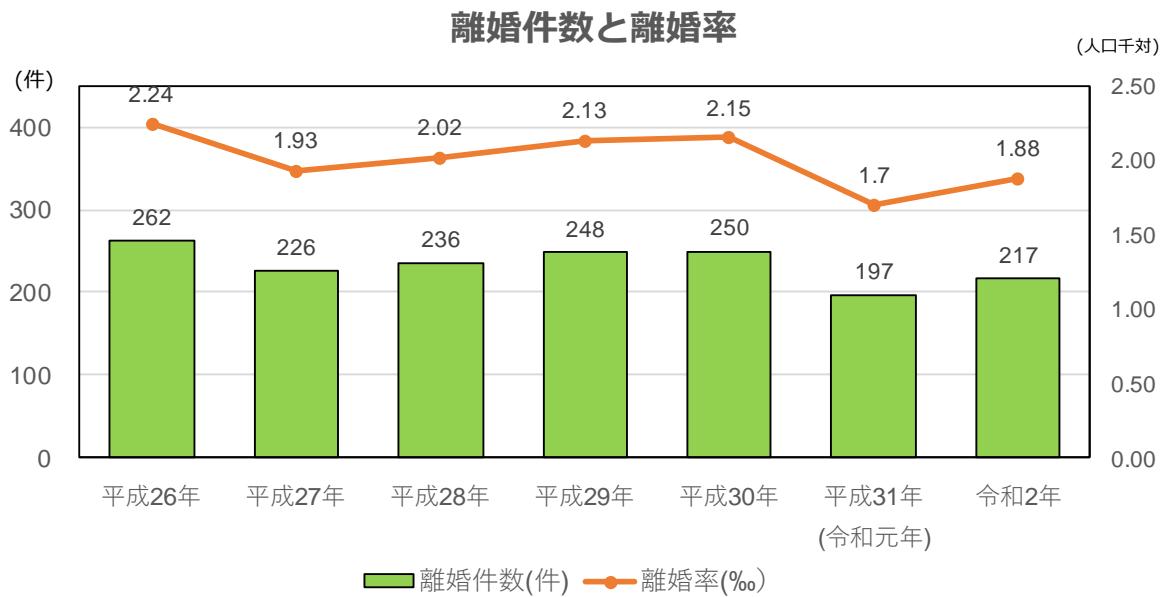


資料：栃木県保健統計年報

(3) 婚姻の動向

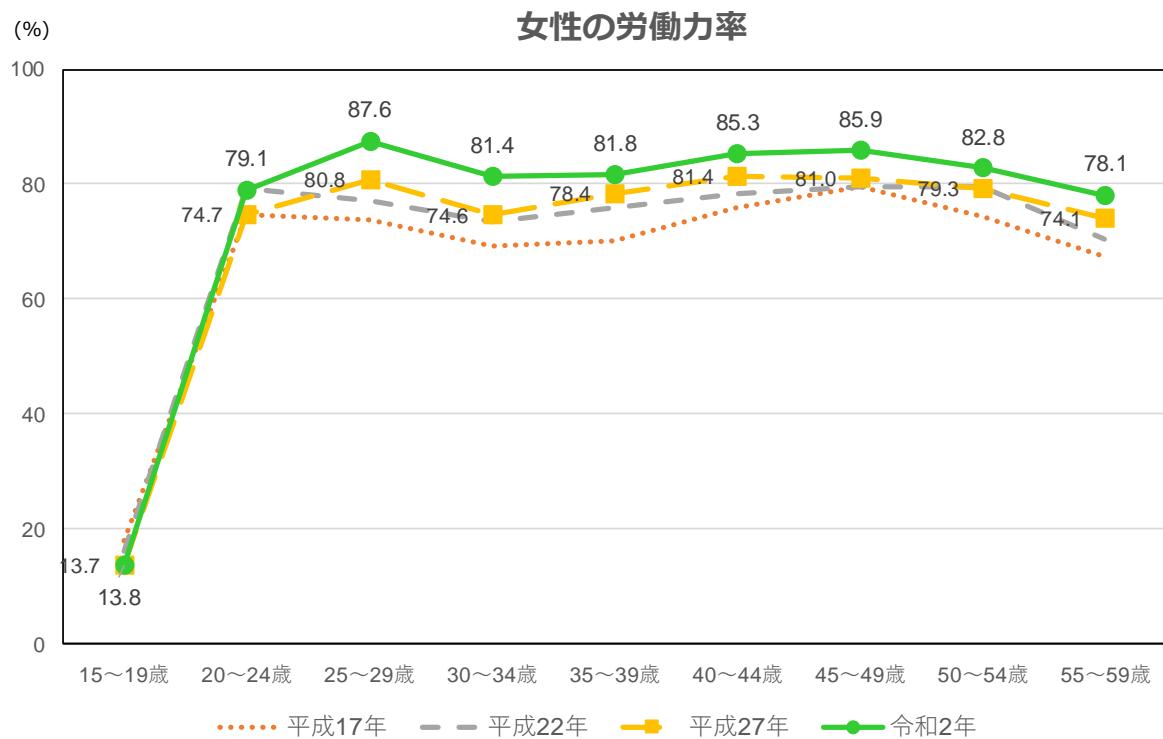


資料：国勢調査(平成 12 年は合併前の合計値)



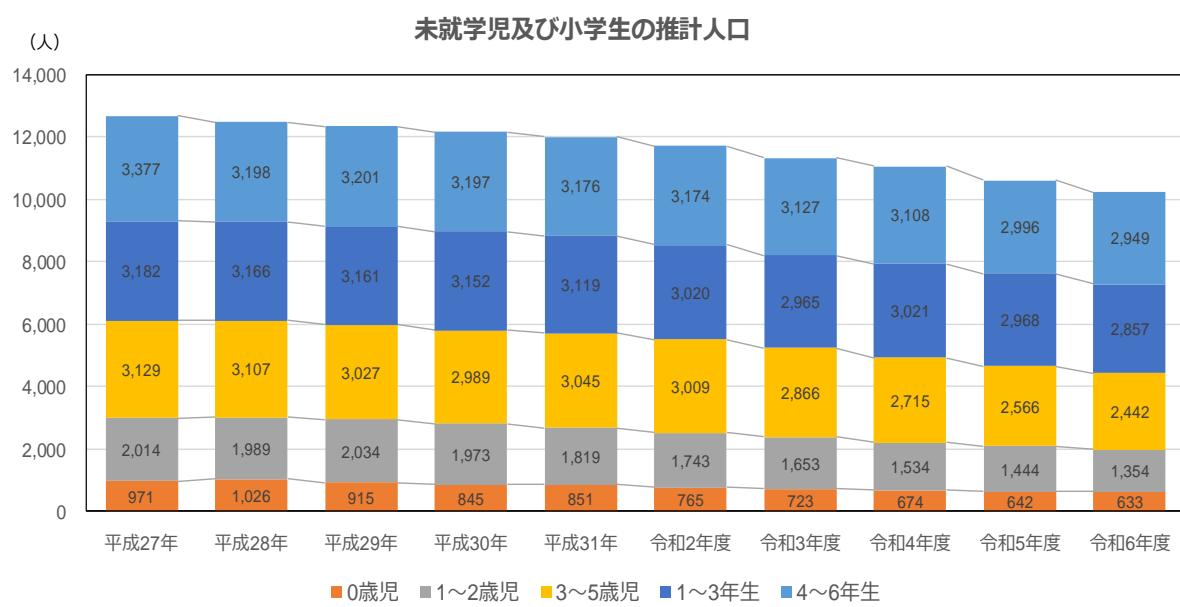
資料：栃木県保健統計年報

(4) 女性の就業状況



資料：国勢調査

(5) 人口推計



資料：コーホート変化率による人口推計(各年4月1日)

4 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状

(1) -1 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状

①施設数

項目	単位	平成30年	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幼稚園	公立	箇所	0	0	0	0
	私立	箇所	2	1	1	1
保育園	公立	箇所	11	10	10	10
	私立	箇所	12	13	13	13
認定こども園	箇所	9	10	10	10	10
小規模保育事業所	箇所	7	7	7	9	9
家庭的保育事業所	箇所	1	1	1	0	0

資料：保育課（各年4月1日現在）

②利用定員数

項目	単位	平成30年	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
教育	1号 3～5歳	人	878	1,138	1,068	1,038
保育	2号 3～5歳	人	1,741	1,877	1,927	1,935
	3号 0歳	人	264	266	266	277
	3号 1・2歳	人	1,043	1,055	1,055	1,070
合計	人	3,926	4,336	4,316	4,320	4,184

資料：保育課（各年4月1日現在）

③入園児童数

項目	単位	平成30年	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
教育	1号 3～5歳	人	749	958	792	711
保育	2号 3～5歳	人	1,689	1,868	1,919	1,894
	3号 0歳	人	96	110	93	75
	3号 1・2歳	人	1,020	1,012	1,020	1,006
合計	人	3,554	3,948	3,824	3,686	3,534

※幼稚園を除く。

資料：保育課（各年4月1日現在）広域受託を含む。

※1 教育・保育施設…子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせて「教育・保育施設」としていますが、本計画では認定こども園、保育園、地域型保育事業所※2のことを合わせて「教育・保育施設」としています。

※2 地域型保育事業所…小規模保育事業所及び家庭的保育事業所のこと。

(1) -2 待機児童等の状況

① 入園待ち児童数（保留児童※）

項目	単位	平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児	人	16	52	29	107	32	82	7	43	11
1・2歳児	人	31	37	47	49	59	44	28	22	22
3～5歳児	人	6	8	4	4	9	6	1	1	2
合計	人	53	97	80	160	100	132	36	66	35

資料：保育課（各年月1日現在）

※入園待ち児童は保留児童という名称を使用することもありますが、本計画では第1期計画との継続性から入園待ち児童という名称を使用しています。

②待機児童数

項目	単位	平成30年		平成31年・令和元年		令和2年		令和3年		令和4年
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児	人	1	5	4	12	6	7	0	0	0
1・2歳児	人	3	0	1	2	8	1	0	0	0
3～5歳児	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	4	5	5	14	14	8	0	0	0

資料：保育課

第2期那須塩原市子ども・子育て支援事業計画

(子ども・子育て未来プラン) 中間年見直し

令和5（2023）年3月

発 行 那須塩原市子ども未来部子育て支援課
〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
TEL 0287-46-5532 FAX 0287-37-9156
Mail kosodateshien@city.nasushiobara.tochigi.jp
URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>